

保険外負担に関する事項

当院は、下記の事項について、その使用に応じた実費の負担をお願いしております。

料金は税込です。

診断書・証明書

①外来通院証明書、領収証明書	1 通	550 円
②病院様式診断書	1 通	5.500 円
③自賠責診断書・明細書	1 通	11.000 円
④各種保険会社診断書・証明書	1 通	7.700 円
⑤後遺症診断書・年金診断書	1 通	11.000 円
⑥登園許可証	1 通	550 円
⑦健診結果	1 通	550 円
⑧アフターケアの実施期間の更新に関する診断書	1 通	5.500 円
⑨眼科受診のすすめ	1 通	550 円

その他

①眼ドック Aコース		4.200 円
②眼ドック Bコース		10.600 円
③カルテ開示手数料	1 個	2.200 円
コピー代	1 枚	20 円
④診察券の再発行	1 個	110 円
⑤往診・車代	1 回	300 円
⑥カルテ開示手数料		2.200 円
コピー代 20 円/枚)	1 枚	20 円
⑦画像 CD	1 枚	550 円
⑧レーザー治療	1 回	4.400 円
初診料	1 回	3.000 円
再診料	1 回	1.000 円
レーザー		5.000 円～
レーザー・トーニング		9.800 円

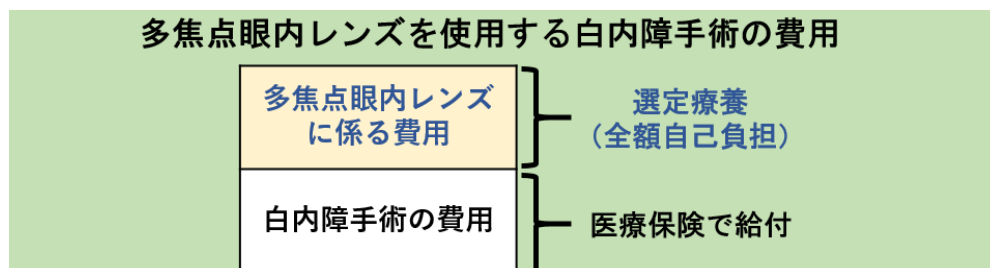
多焦点眼内レンズを使用する白内障手術の選定療養に関するお知らせ

多焦点眼内レンズを使用する白内障手術を受ける場合、当院では選定療養の費用として、通常の診療費とは別に以下の金額をご負担いただきます。

多焦点眼内レンズの種類	金額(税込)
Clareon PanOptix	片眼 280.000 円
Clareon PanOptix TORIC	片眼 300.000 円
Clareon vivity AutoNoMe	片眼 280.000 円
テクニソオデッセイ VB Simplicity	片眼 310.000 円
テクニソオデッセイ TVB Simplicity	片眼 350.000 円
Clareon PanOptix PRO Trifocal AutoNoMe	片眼 350.000 円
Clareon PanOptix PRO TORIC Trifocal AutoNoMe	片眼 370.000 円

選定療養とは、患者様ご自身が選択して受ける追加的な医療サービスで、その分の費用は全額自己負担となります。令和2年4月より、術後の眼鏡装用率の軽減を目的とした多焦点眼内レンズを使用する白内障手術は、厚生労働省が定める選定療養の対象となりました。

当院は多焦点眼内レンズの白内障手術を行う医療機関として届出をしています。多焦点眼内レンズの対象となる患者様には診察時に詳細をご説明致します。



医薬品の自己負担の新たな仕組み(長期収載品の処方等または調剤)

当院では後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用を推奨しています。

令和6年10月から後発医薬品(ジェネリック医薬品)があるお薬で、先発医薬品の処方を希望される場合は、特別の料金(※1)をお支払いいただきます。

※1 先発医薬品と後発医薬品の薬価の差額の4分の1相当のことをいいます。なお、先発医薬品を処方・調剤する医療上の必要があると認められる場合は、特別の料金は不要となります。

例えば、先発医薬品の価格が1錠100円、後発医薬品の価格が1錠60円の場合、差額40円の4分の1である10円を、通常の1～3割の患者負担とは別に特別の料金としてお支払いいただきます。

患者のみさまへ

令和6年10月からの 医薬品の自己負担の新たな仕組み

- 後発医薬品(ジェネリック医薬品)があるお薬で、**先発医薬品の処方を希望される場合は、特別の料金をお支払いいただきます。**
- この機会に、**後発医薬品の積極的な利用**をお願いいたします。

- ・ 後発医薬品は、先発医薬品と有効成分が同じで、同じように使っていただけるお薬です。
- ・ 先発医薬品と後発医薬品の薬価の差額の4分の1相当を、特別の料金として、医療保険の患者負担と合わせてお支払いいただきます。
- ・ 先発医薬品を処方・調剤する医療上の必要があると認められる場合等は、特別の料金は要りません。

新たな仕組みについて

特別の料金の対象となる
医薬品の一覧などはこちらへ



後発医薬品について

後発医薬品（ジェネリック医薬品）
に関する基本的なこと



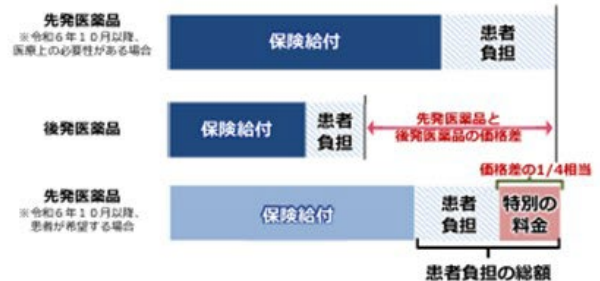
※QRコードから厚生労働省HPの関連ページにアクセスできます。

将来にわたり国民皆保険を守るため
皆様のご理解とご協力をお願いいたします



特別の料金の計算方法

先発医薬品と後発医薬品の価格差の4分の1相当を特別の料金としてお支払いいただきます。
例えば、先発医薬品の価格が1錠100円、後発医薬品の価格が1錠60円の場合、
差額40円の4分の1である10円を、通常の1～3割の患者負担とは別にお支払いいただきます。



※「特別の料金」は課税対象であるため、消費税分を加えてお支払いいただきます。
※病状処理の関係などで特別の料金が4分の1未満にならない場合もあります。詳しくは厚生労働省HPをご覧ください。
※後発医薬品がいくつか存在する場合は、薬価が一番高い後発医薬品との価格差で計算します。
※薬剤料以外の費用（診察・調剤の費用）はこれまでと変わりません。

Q&A

- Q1. すべての先発医薬品が「特別の料金」を支払う対象となりますか。**
A. いわゆる長期収載品（ちようきしゅうさいひん）と呼ばれる、同じ成分の後発医薬品がある先発医薬品が対象となります。
- Q2. なぜ「特別の料金」を支払わなくてもはいけないのですか。**
A. みなさまの保険料や税金でまかなわれる医療保険の負担を公平にし、将来にわたり国民皆保険を守っていくため、国は、価格の安い後発医薬品への置き換えを進めています。そのため、医療上の必要性がある場合等を除き、より価格の高い一部の先発医薬品を希望される場合には、「特別の料金」として、ご負担をお願いすることとなりました。これにより、医療機関・薬局の収入が増えるわけではなく、保険給付が減少することにより医療保険財政が改善されますので、ご理解とご協力をお願いします。
- Q3. どのような場合に「特別の料金」を支払うこととなりますか。**
A. 例えば、「使用感」や「味」など、お薬の有効性に関係のない理由で先発医薬品を希望する場合に「特別の料金」をご負担いただきます。過去に当該後発医薬品において副作用が出たことがある場合等は、医師、歯科医師、薬剤師等にご相談ください。
- Q4. 流通の問題などにより、医療機関や薬局に後発医薬品の在庫がない場合には「特別の料金」が発生しますか。**
A. 流通の問題などにより、医療機関や薬局に後発医薬品の在庫がない場合には、「特別の料金」を支払う必要はありません。

機能強化加算に係る掲示

健康診断の結果に関する相談など、健康管理に関する相談に応じます。

必要に応じ、専門の医師・医療機関をご紹介します。

介護・保険・福祉サービスの利用に関するご相談に応じます。

夜間・休日のお問い合わせへの対応を行っています。

受診されている他の医療機関や処方されているお薬を伺い、必要な管理を行います。

※かながわ医療情報検索システムのホームページにある「医療機能情報提供制度」のページでかかりつけ医を有する医療機関等検索が可能です。

明細書発行に関する事項

医療の透明化や患者様への情報提供を推進していく観点から、領収書発行の際に個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。

明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点をご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合、その代理の方への発行を含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨をお申し出下さい。

また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、明細書を無料で発行しております。

医療DX推進体制整備加算に関する掲示

当院は医療DXを通じて質の高い医療を提供するため、下記の取り組みを行っております。


- ・オンライン資格確認等システムにより取得した診療情報を活用し診療を行います。
- ・医療DXを通じて質の高い医療を提供するために、マイナ保険証の利用を推進しております。
- ・今後、国が提供する電子カルテ情報共有サービスを導入する予定です。

とっても簡単! マイナンバーカード

- 1 受付**
マイナンバーカードをカードリーダーに置いてください。

- 2 本人確認**
顔認証または4桁の暗証番号を入力してください。
顔認証 or 暗証番号

- 3 同意の確認**
診療室等での診療・服薬・健診情報の利用について確認してください。

過去の情報を 利用いたします	(40歳以上対象) 過去の情報を 利用いたします
過去の中核的診療・服薬・健診情報 を診療に活用させていただきます。 この情報に基づいた診療や検査等 が受けられます。	過去の診療情報(診断)に基づき その診療を行います。 この情報に基づいた診療や検査等 が受けられます。
<input type="checkbox"/> 同意しない <input type="checkbox"/> 同意する	<input type="checkbox"/> 同意しない(40歳未満) <input type="checkbox"/> 同意する
- 4 受付完了**
お呼びするまでお待ちください。

カードを忘れずに!

医療DXを通じた質の高い医療の提供にご協力ください。



保険医療機関

指定自立支援医療機関（更生医療）

生活保護法指定医療機関(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づく指定医療機関を含む。）

公害医療機関

労災保険指定医療機関

身体障害者福祉法指定医の配置されている医療機関

原子爆弾被害者一般疾病医療機関

障害者自立支援法

身体障害者保険法

自賠責保険法

労災者災害補償保険法

関東信越厚生局への届出に関する事項

当院では、次の施設基準に適合している旨の届出を行っております。

医療 DX 推進体制整備加算

外来・在宅ベースアップ評価料（1）

保険医療機関間の連携による病理診断

在宅時医学総合管理料又は施設入居時等医学総合管理料

CT 撮影及び MRI 撮影